

○ 横浜市交通局設計・測量等委託業務検査事務取扱規程

平成 21 年 3 月 31 日

最近改正 令和 3 年 7 月 1 日

交通局達第 11 号

横浜市交通局設計・測量等委託業務検査事務取扱規程を次のように定める。

横浜市交通局設計・測量等委託業務検査事務取扱規程

(趣旨)

第 1 条 横浜市交通局が発注する設計業務、測量業務、地質調査業務の委託（以下「設計・測量等委託業務」という。）の検査事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計・測量等委託業務担当部 総務部、技術管理部及び工務部をいう。
- (2) 設計・測量等委託業務担当部長 設計・測量等委託業務担当部の長をいう。
- (3) 検査員 横浜市交通局契約規程（平成 20 年 3 月交通局規程第 11 号。以下「契約規程」という。）第 2 条において準用する横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 103 条の 5 において準用する契約規則第 56 条第 1 項の規定による検査職員等をいう。
- (4) 監督員 契約規程第 2 条において準用する契約規則第 55 条第 1 項の規定による監督職員等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規程における用語の意義は、契約規程第 2 条において準用する契約規則の例による。

(検査の種類)

第 3 条 検査員が行う検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完了検査 契約規程第 2 条において準用する契約規則第 103 条の 2 第 2 項及び第 3 項に定める設計・測量等委託業務の履行の完了を確認するための検査
- (2) 部分検査 契約規程第 2 条において準用する契約規則第 103 条の 3 第 4 項及び第 5 項並びに第 103 条の 5 において準用する契約規則第 82 条第 2 項前段に定める設計・測量等委託業務の履行の完了部分を確認するための検査

(検査員)

第 4 条 検査員として検査主幹及び技術検査員を置く。

2 検査主幹は、設計・測量等委託業務担当部長をもって充て、交通事業管理者（以下「管理者」という。）の命を受けて検査事務の総括を行う。

3 技術検査員は、検査主幹が任命する職員をもって充て、検査主幹の命を受けて検査の実施を担当する。

(検査員の任命)

第 5 条 総括監督員（横浜市交通局設計・測量等委託業務監督事務取扱規程（平成 21 年 3 月交通局達第 13 号。以下「監督事務取扱規程」という。）第 3 条第 2 項の総括監督員をいう。以下同じ。）

は、契約の相手方から設計・測量等委託業務完了又は履行済部分検査申請書（以下「完了届等」という。）の提出があったときは、速やかに、内容を照合した上、検査の依頼に係る書面を作成し、これを検査主幹に送付しなければならない。ただし、総括監督員は、設計・測量等委託業務の完了等の時期が明確になった場合、契約の相手方から完了届等が提出される前に、検査の依頼に係る書面を作成し、これを検査主幹に送付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、設計・測量等委託業務担当部長は、設計・測量等委託業務担当部以外の部の長に検査事務を依頼する必要があると認めるときは、総括監督員に対し、前項の規定により総括監督員が作成した検査の依頼に係る書面を当該部の長に送付させることにより、検査事務の依頼を行うことができる。

3 検査主幹（設計・測量等委託業務担当部以外の部にあっては部等の長。）は、前 2 項のいずれかの規定による送付を受けたときは、速やかに、当該設計・測量等委託業務の検査を担当する技術検査員を任命し、総括監督員に通知しなければならない。

4 前項の規定により技術検査員を任命する場合にあっては、当該設計・測量等委託業務を担当する係以外の係に所属する者を任命しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

5 第 4 項の規定による技術検査員の任命は、書面により行う。これを変更する場合も、同様とする。

6 第 4 項の規定により技術検査員に任命された者は、速やかに、当該設計・測量等委託業務の検査の日時を決定し、担当監督員（監督事務取扱規程第 3 条第 4 項の担当監督員をいう。）を通じてその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

7 検査職員等は、特別の必要がある場合を除くほか、監督員を兼

ねることができない。

(検査の実施)

- 第 6 条 検査は、監督員及び契約の相手方の立会いのもとで行うものとする。
- 2 検査は、綿密かつ公平に行わなければならない。
- 3 技術検査員は、設計・測量等委託業務の契約の履行が設計図書に適合しないと認められるときは、その旨を総括監督員に通知しなければならない。

(検査の中止等)

- 第 7 条 技術検査員は、検査を行う際、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を中止し、直ちに、検査主幹に報告しなければならない。
- (1) 契約の相手方又はその代理人若しくは使用人が検査の執行を妨害したとき。
- (2) 契約の履行が不完全で、検査を行うことが不適當であると認められるとき。
- (3) その他契約の履行に重大な欠陥があると認められるとき。

(検査結果の処理)

- 第 8 条 技術検査員は、検査を終了したときは、速やかに、書面をもって、その旨を検査主幹に報告しなければならない。
- 2 検査主幹は、前項の規定により報告された事項を審査した結果、必要があると認めるときは、自ら当該設計・測量等委託業務の契約の履行の目的物を検査することができる。
- 3 検査主幹は、前項の審査又は検査により契約の相手方の履行結果が当該契約の内容に適合しないと認めるときは、その旨を総括監督員に通知しなければならない。
- 4 検査主幹は、完了検査又は部分検査を実施した場合において、第 2 項の審査又は検査により契約の相手方の履行結果が当該契約の内容に適合すると認めるときは、その旨を総括監督員に通知する。

(設計・測量等委託業務成績の評定)

- 第 9 条 技術検査員及び監督員は、それぞれ、完了検査終了後、直ちに、別に定める評定基準により、厳正に当該設計・測量等委託業務の成績の評定を行い、書面をもって、その結果を検査主幹に報告しなければならない。

(検 査 結 果 等 の 通 知)

第 10 条 検 査 主 幹 は、 第 8 条 第 4 項 の 通 知 を 行 っ た と き、 又 は 前 条 の 報 告 が あ っ た と き は、 速 や か に、 書 面 を も っ て、 当 該 検 査 の 結 果 及 び 前 条 の 評 定 の 結 果 を 契 約 の 相 手 方 に 通 知 し な け れ ば な ら な い。

(こ の 規 程 の 適 用 等)

第 11 条 管 理 者 が、 あ ら か じ め 設 計 ・ 測 量 等 委 託 業 務 の 内 容 又 は 契 約 金 額 を 考 慮 し て 認 め た 設 計 ・ 測 量 等 委 託 業 務 の 検 査 に つ い て は、 こ の 規 程 に 定 め る 検 査 事 務 の 一 部 を 省 略 す る こ と が で き る。

2 経 営 推 進 室、 安 全 管 理 部、 高 速 鉄 道 本 部 及 び 自 動 車 本 部 に お い て 設 計 ・ 測 量 等 委 託 業 務 を 担 当 す る 場 合 に お い て は、 こ の 規 程 の 全 部 又 は 一 部 を 準 用 し て 検 査 事 務 を 取 り 扱 う こ と が で き る。

附 則

(施 行 期 日)

1 こ の 規 程 は、 平 成 21 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

(経 過 措 置)

2 こ の 規 程 の 施 行 の 日 前 に 行 わ れ た 公 告 そ の 他 の 契 約 の 申 込 み の 誘 引 に 係 る 契 約 で 同 日 以 降 に 締 結 さ れ る も の に つ い て は、 な お 従 前 の 例 に よ る。

附 則 (平 成 22 年 3 月 交 通 局 達 第 3 号)

こ の 規 程 は、 平 成 22 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

附 則

(施 行 日)

こ の 達 は、 平 成 24 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る。

附 則 (平 成 27 年 3 月 交 通 局 達 第 10 号)

こ の 達 は、 平 成 27 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

附 則 (平 成 31 年 3 月 交 通 局 達 第 2 号)

こ の 規 程 は、 平 成 31 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

附 則 (令 和 2 年 3 月 交 通 局 達 第 15 号)

こ の 規 程 は、 令 和 2 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

附 則 (令 和 3 年 7 月 交 通 局 達 第 11 号)

こ の 規 程 は、 令 和 3 年 7 月 1 日 か ら 施 行 す る。